

XSOL売電補償付きメンテパック 加入お申し込みの前に

本書は、XSOL売電補償付きメンテパックの概要と加入申し込み方法等を記載したものです。お申し込みの前にご一読ください。

XSOL売電補償付きメンテパックとは

XSOL売電補償付きメンテパックとは、売電補償、遠隔監視、駆けつけ（1次対応）、年1回の定期目視点検を1つにしたメンテナンスパッケージです。各サービスの詳細は以下のとおりです。

売電補償	災害や盗難、突発的な事故に起因する売電損失金額を補償いたします。詳細は、「売電補償内容」をご確認ください。
遠隔監視	遠隔監視にて異常が確認された場合、2営業日以内にお客様（もしくは申込書にご記入いただいた異常時の連絡先）へご連絡いたします。
駆けつけ (1次対応)	遠隔監視にて異常が確認され、現場対応が必要と弊社が判断した場合に、駆けつけ対応を行います。 弊社が駆けつけ対応が必要と判断した日の翌日から3営業日以内に駆けつけいたします。 駆けつけの回数制限はございません。1次対応とは、詳細調査や修理部材を必要としない現場対応をさします。 ※現場対応不要と弊社が判断した場合の駆けつけ、施工瑕疵に起因する不具合に対する駆けつけ、お客様のご要望や指示による駆けつけは有償となります。その他にも駆けつけ対応が有償となる場合がありますので、「本サービスの更新をお断りする場合もしくは駆けつけ対応が有償となる場合について」をご確認ください。
年1回定期 目視点検	定期目視点検は、サービス開始日の9ヶ月後から10ヶ月後に実施いたします。点検の日程確認のため、別途、弊社よりお客様へご連絡いたします。 点検後、お客様へ点検報告書を提出いたします。また、オプションを追加いただくことで、電気点検を追加することができます。

サービス開始日とサービス期間

サービス期間は、弊社が加入料の入金を確認した月の翌月1日より1年間となります。1年毎の自動更新となります。

年間加入料

89,800円(税抜) ※遠隔監視機器の代金や通信費用はこちらの金額に含まれません。

加入条件

加入を希望する太陽光発電システムが、以下のすべての条件を満たす必要があります。
1つでも当てはまらない条件がある場合は、加入ができませんので、弊社もしくはお買い上げの販売店にお問い合わせください。

- (1) XSOL保証の保証書が発行されている、もしくは保証申請中のシステムである
- (2) XSOL災害補償に加入いただいている、もしくは加入手続き中のシステムである
- (3) 野立ての低圧連系システムであり、売電単価32円(税抜)以下のシステムである
※ただし、沖縄県および離島に設置されたシステムは、加入対象から除かせていただきます。
- (4) 弊社を通じて購入いただいた遠隔監視機器を使用、またはソーラーエッジパワコンを使用しているシステムである
※ソーラーエッジパワコンを使用の場合は、お客様にて、遠隔監視ができる状態に設定していただく必要があります。

お申し込み方法

以下のいずれかの方法でお申し込みが可能です。

- (1) 弊社ホームページの専用フォームへ入力
以下URLからアクセスしてください。
https://www.xsol.co.jp/form/maintenance_pack_application
- (2) 専用の申込書にご記入いただきメールにて送付
ご記入いただいた申込書をメールに添付し、指定のメール題名にて、以下メールアドレスへ送信してください。
メールアドレス : xsol-hosyou@xsol.jp メール題名 : XSOL売電補償付きメンテパック加入希望
- (3) 専用の申込書にご記入いただき郵送にて送付
ご記入いただいた申込書を以下住所へ郵送してください。
株式会社エクソル 品質保証部 品質保証課 〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

加入証発行までの流れ

- (1) お客様より、上記お申し込み方法のいずれかにてお申し込みいただきます。
- (2) 弊社がお申し込みを受け付けた月の翌月中ごろ、事務局より加入料のご請求書を送付いたします。
なお、事務代行会社（日本リビング保証株式会社）が収納代行を担当しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 入金締切日までにお振込みください。お振込み手数料は、お客様負担となります。
- (4) 弊社が加入料の入金を確認した月の翌月1日よりサービス開始となります。
- (5) 加入証は、サービス開始月の10日頃にご指定先に郵送いたします。

(例) 1月お申し込みの場合

1月	2月	3月
●	● ●	●
(1) お申し込み	(2) 請求書送付	(3) (4) サービス開始 ご入金
		(5) 加入証郵送

オプションについて

オプションを追加いただくことにより、年1回の定期目視点検を目視および電気点検に変更することができます。オプション追加料金は、50,000円(税抜)となります。初年度に追加をご希望の方は、申込書の該当欄にチェックをいれてください。なお、オプション追加料金は、標準の加入料【89,800円(税抜)】とは別に、定期点検前にご請求させていただきます。保守点検ガイドラインに準拠し、弊社の定める項目による点検を実施いたします。
2年目以降、オプションの追加をご希望の方は、定期点検の日程確認のため、弊社よりお客様へご連絡した際に直接お申し付けください。

本サービスの更新について

本サービスは、1年毎の自動更新となります。2年目以降の更新については、サービス終了日の約2ヶ月前に、事務局よりお客様へ加入料の請求書を郵送させていただきます。解約をご希望の場合は、同封のご案内にしたがってお手続きを行ってください。

本サービスは、XSOL災害補償の補償期間内であり、かつ遠隔監視機器の通信契約期間内においてのみ、更新継続が可能となります。ただし、太陽光発電システムの設置状況によって、サービスの更新をお断りする場合がありますので、次項をご確認ください。

本サービスの更新をお断りする場合もしくは駆けつけ対応が有償となる場合について

以下のような太陽光発電システムは、2年目以降のサービスの更新をお断りする、もしくは、サービス期間内であっても、駆けつけ対応を有償とさせていただきます。

- (1) 各機器の据付工事説明書や施工マニュアルに従わない据付けが確認された太陽光発電システム
- (2) 太陽光発電システムの故意または不適当な維持管理、ご使用上の誤りまたは不当な修理や改造が確認された太陽光発電システム
- (3) 弊社の推奨外もしくは弊社が販売していない部材に起因する故障、破損、システムの不具合等が確認された太陽光発電システム
- (4) 弊社の発行するXSOL太陽光発電システム保証が無効となった太陽光発電システム
- (5) 機器の修理を行っても事故の再発や拡大被害の発生するおそれがあると弊社が判断した太陽光発電システム

売電補償内容

補償の対象となる損害	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 風災・雹災・雪災 ⑤ 水災 ⑥ 電気的事故または機械的事故 ⑦ 車両・航空機の衝突 ⑧ 騒擾 ⑨ 外部からの物体の落下・飛来、盗難 ⑩ ①から⑨以外の不測かつ突発的な事故		
補償の対象となる機器	お客様が設置した太陽光発電システムのうち、以下の機器が上記損害を受けた場合に補償の対象となります。 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、交流集電箱、モニター、遠隔・監視機器、ケーブル、架台、金具等		
お支払いする保険金	下記の計算方法に基づき、保険金を算出しお支払いいたします。		
	事故後も発電が継続している場合	事故により一部のパネルが損壊したものの、発電が継続している場合、事故後の発電量と稼働しているパネル数からパネル1枚あたりの発電量を算出し、事故による発電量(収益)の減少額を算出します。この収益減少額に基づいて、免責時間を考慮して保険金支払額を算出します。 ＜例＞売電損失金額＝「上記により算出されたパネル1枚あたりの発電量(kWh)」×「破損したパネル枚数」×「(発電停止日数－免責時間)」×「売電単価(円)」	
	事故により発電が中断している場合	発電が中断した場合、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公表する年間月別日射量データベースを参考にし、発電中断期間の発電量(収益)を算出します。この収益減少額に基づいて、免責時間を考慮して保険金支払額を算出します。 ＜例＞売電損失金額＝「上記により参考にした発電中断期間の発電量(kWh)」×「(発電停止日数－免責時間)」×「売電単価(円)」	
	特記事項	支払われる保険金は、税抜きとなります。免責時間が設定されている損害は、発電停止期間から免責時間を差し引いた期間が補償されます。上記はあくまで一例となります。最終的な保険金支払については、事故ごとに保険会社で個別に判断します。	
	利益損害のてん補期間	最長6ヶ月間	免責時間は、次のとおりとなります。 ① 火災、落雷、破裂・爆発: 0時間 ② 風・雹・雪災、水災、電気的・機械的事故、騒擾、労働争議: 24時間 ③ ①②以外: 0時間
補償の対象外となる主な損害	・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性により生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使により生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害		
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
取扱代理店名	マーシージャパン株式会社	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー	
事務局	日本リビング保証株式会社	東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル6F	

事故が起こった場合の手続き

- (1) 事故にあわれたときのご連絡
事故が発生した場合は、加入証記載の事故受付コールセンター、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。
- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類
 - ① 保険金請求書
 - ② 委任状
 - ③ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類
※事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書など
 - ④ 事故後の発電量減少状況確認資料 (日別発電量一覧表、復旧工事の期間に関する資料等)
 - ⑤ 電力の買取価格に関する資料
 - ⑥ 前年度の決算資料(利益率)※ご用意いただける場合のみその他、売買契約書または請負契約書の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

不明点がございましたら、弊社品質保証部 品質保証課までお問い合わせください。

株式会社エクソル

品質保証部 品質保証課

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

お客様ご相談窓口: 0120-33-1139 (受付時間9:00~18:00 / 土日祝日を除く) 番号「2」をご選択ください。



XSOL売電補償付き監視パック 加入お申し込みの前に

本書は、XSOL売電補償付き監視パックの概要と加入申し込み方法等を記載したものです。お申し込みの前にご一読ください。

XSOL売電補償付き監視パックとは

XSOL売電補償付き監視パックとは、売電補償、遠隔監視を1つにしたメンテナンスパッケージです。
各サービスの詳細は以下のとおりです。

売電補償	災害や盗難、突発的な事故に起因する売電損失金額を補償いたします。詳細は、「売電補償内容」をご確認ください。
遠隔監視	遠隔監視にて異常が確認された場合、2営業日以内にお客様（もしくは申込書にご記入いただいた異常時の連絡先）へご連絡いたします。

サービス開始日とサービス期間

サービス期間は、弊社が加入料の入金を確認した月の翌月1日より1年間となります。1年毎の自動更新となります。

年間加入料

39,800円(税抜) ※遠隔監視機器の代金や通信費用はこちらの金額に含まれません。

加入条件

加入を希望する太陽光発電システムが、以下のすべての条件を満たす必要があります。
1つでも当てはまらない条件がある場合は、加入ができませんので、弊社もしくはお買い上げの販売店にお問い合わせください。

- (1) XSOL保証の保証書が発行されている、もしくは保証申請中のシステムである
- (2) XSOL災害補償に加入いただいている、もしくは加入手続き中のシステムである
- (3) 野立ての低圧連系システムであり、売電単価32円(税抜)以下のシステムである
※ただし、沖縄県および離島に設置されたシステムは、加入対象から除かせていただきます。
- (4) 弊社を通じて購入いただいた遠隔監視機器を使用、またはソーラーエッジパワコンを使用しているシステムである
※ソーラーエッジパワコンを使用の場合は、お客様にて、遠隔監視ができる状態に設定していただく必要があります。

お申し込み方法

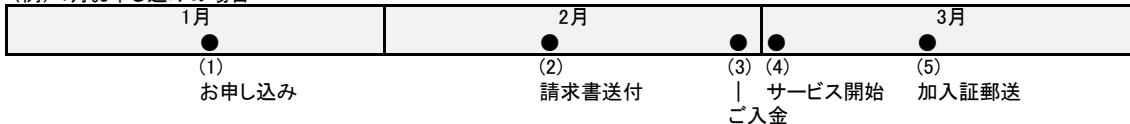
以下のいずれかの方法でお申し込みが可能です。

- (1) 弊社ホームページの専用フォームへ入力
以下URLからアクセスしてください。
https://www.xsol.co.jp/form/maintenance_pack_application
- (2) 専用の申込書にご記入いただきメールにて送付
ご記入いただいた申込書をメールに添付し、指定のメール題名にて、以下メールアドレスへ送信してください。
メールアドレス : xsol-hosyou@xsol.jp メール題名 : XSOL売電補償付き監視パック加入希望
- (3) 専用の申込書にご記入いただき郵送にて送付
ご記入いただいた申込書を以下住所へ郵送してください。
株式会社エクソル 品質保証部 品質保証課 〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

加入証発行までの流れ

- (1) お客様より、上記お申し込み方法のいずれかにてお申し込みいただきます。
- (2) 弊社がお申し込みを受け付けた月の翌月中ごろ、事務局より加入料のご請求書を送付いたします。
なお、事務代行会社(日本リビング保証株式会社)が収納代行を担当しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 入金締切日までにお振込みください。お振込み手数料は、お客様負担となります。
- (4) 弊社が加入料の入金を確認した月の翌月1日よりサービス開始となります。
- (5) 加入証は、サービス開始月の10日頃にご指定先に郵送いたします。

(例) 1月お申し込みの場合



オプションについて

XSOL売電補償付き監視パックに関しては、電気点検の追加オプションを選択いただくことはできません。

本サービスの更新について

本サービスは、1年毎の自動更新となります。2年目以降の更新については、サービス終了日の約2ヶ月前に、事務局よりお客様へ加入料の請求書を郵送させていただきます。解約をご希望の場合は、同封のご案内にしたがってお手続きを行ってください。

本サービスは、XSOL災害補償の補償期間内であり、かつ遠隔監視機器の通信契約期間内においてのみ、更新継続が可能となります。ただし、太陽光発電システムの設置状況によって、サービスの更新をお断りする場合がありますので、次項をご確認ください。

本サービスの更新をお断りする場合について

以下のような太陽光発電システムは、2年目以降のサービスの更新をお断りする場合があります、あらかじめご了承ください。

- (1) 各機器の据付工事説明書や施工マニュアルに従わない据付けが確認された太陽光発電システム
- (2) 太陽光発電システムの故意または不適当な維持管理、ご使用上の誤りまたは不当な修理や改造が確認された太陽光発電システム
- (3) 弊社の推奨外もしくは弊社が販売していない部材に起因する故障、破損、システムの不具合等が確認された太陽光発電システム
- (4) 弊社の発行するXSOL太陽光発電システム保証が無効となった太陽光発電システム
- (5) 機器の修理を行っても事故の再発や拡大被害の発生するおそれがあると弊社が判断した太陽光発電システム

売電補償内容

補償の対象となる損害	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 風災・雹災・雪災 ⑤ 水災 ⑥ 電気的事故または機械的事故 ⑦ 車両・航空機の衝突 ⑧ 騒擾 ⑨ 外部からの物体の落下・飛来、盗難 ⑩ ①から⑨以外の不測かつ突発的な事故		
補償の対象となる機器	お客様が設置した太陽光発電システムのうち、以下の機器が上記損害を受けた場合に補償の対象となります。 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、交流集電箱、モニター、遠隔・監視機器、ケーブル、架台、金具等		
お支払いする保険金	下記の計算方法に基づき、保険金を算出してお支払いいたします。		
	事故後も発電が継続している場合	事故により一部のパネルが損壊したものの、発電が継続している場合、事故後の発電量と移動しているパネル数からパネル1枚あたりの発電量を算出し、事故による発電量(収益)の減少額を算出します。この収益減少額に基づいて、免責時間を考慮して保険金支払額を算出します。 <例>売電損失金額=「上記により算出されたパネル1枚あたりの発電量(kWh)」×「破損したパネル枚数」×「(発電停止日数－免責時間)」×「売電単価(円)」	
	事故により発電が中断している場合	発電が中断した場合、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公表する年間月別日射量データベースを参考にし、発電中断期間の発電量(収益)を算出します。この収益減少額に基づいて、免責時間を考慮して保険金支払額を算出します。 <例>売電損失金額=「上記により参考にした発電中断期間の発電量(kWh)」×「(発電停止日数－免責時間)」×「売電単価(円)」	
	特記事項	支払われる保険金は、税抜きとなります。免責時間が設定されている損害は、発電停止期間から免責時間を差し引いた期間が補償されます。上記はあくまで一例となります。最終的な保険金支払については、事故ごとに保険会社で個別に判断します。	
利益損害のてん補期間	最長6ヶ月間		免責時間は、次のとおりとなります。
	① 火災、落雷、破裂・爆発: 0時間 ② 風・雹・雪災、水災、電気的・機械的事故、騒擾、労働争議: 24時間 ③ ①②以外: 0時間		
補償の対象外となる主な損害	・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性により生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使により生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害 ・保険の対象の欠陥によって生じた損害 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害 ・保険の対象に対する修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・加工または製造中の動産の加工または製造中に起因して生じた損害 ・真空管・ブラウン管・電球等の管球類に単独に生じた損害 ・保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害 ・施工瑕疵や製品瑕疵によって生じた損害 ※これら以外にも補償金をお支払いしない場合、補償の対象とならない場合があります。ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。		
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社		
取扱代理店名	マーシュジャパン株式会社		
事務局	日本リビング保証株式会社		

事故が起こった場合の手続き

- (1) 事故にあわれたときのご連絡
事故が発生した場合は、加入証記載の事故受付コールセンター、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。
- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類
 - ① 保険金請求書
 - ② 委任状
 - ③ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類
※事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書など
 - ④ 事故後の発電量減少状況確認資料 (日別発電量一覧表、復旧工事の期間に関する資料等)
 - ⑤ 電力の買取価格に関する資料
 - ⑥ 前年度の決算資料(利益率)※ご用意いただける場合のみその他、売買契約書または請負契約書の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

不明点がございましたら、弊社品質保証部 品質保証課までお問い合わせください。

株式会社エクソル

品質保証部 品質保証課

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

お客様ご相談窓口:0120-33-1139 (受付時間9:00～18:00 / 土日祝日を除く) 番号「2」をご選択ください。

